

中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（業務改善助成金上乘せ補助）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、生産性の向上に資する設備投資や人材育成等の取組を行うとともに従業員の賃金引上げに取り組む県内中小企業事業者を支援し、持続的な賃上げ環境整備を図ることを目的として、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策等補助金（業務改善助成金）（以下「国助成金」という。）の交付額確定及び支給決定通知を受けた事業者に対し、予算の範囲内で中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（業務改善助成金上乘せ補助）（以下「県補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宣言事業者 県補助金の交付申請の日（以下「申請日」という。）において、次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 長野県「社員の子育て応援宣言」登録制度実施要領第5条の規定による登録を受け、第10条の規定による取消しを受けておらず、又は第11条の規定による抹消をされていないこと
 - イ パートナシップ構築宣言公表要領第5条の規定に基づく宣言を行い、「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト（<https://www.biz-partnership.jp/>）」に宣言内容が掲載されていること
- (2) 認定事業者 宣言事業者のうち、申請日において、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領第4第1項の規定による認証を受け、その認証の期間内にあり、第12の規定による辞退を行っておらず、又は、第13の規定による取消しを受けていないこと
 - イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条の規定による認定を受け、第11条による取消しを受けていないこと
 - ウ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定による認定を受け、第15条による取消しを受けていないこと
 - エ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定による認定を受け、第17条の規定による取消しを受けていないこと

（県補助金の対象となる事業者）

第3条 県補助金の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 長野県内に事業場があること

- (2) 国助成金について、長野労働局に交付申請を行い、別に定める日までに交付額確定及び支給決定通知を受けている事業者であること（支給決定額が0円である場合を除く。）
- (3) 宣言事業者又は認定事業者であること
- (4) 国助成金の支給決定通知書及び当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引上げを明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳）を適切に整備し、保管している事業者であること
- (5) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業者であること
- (6) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする）をした事業者でないこと
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと
- (8) 県税の滞納がある事業者でないこと
- (9) 次のアからエまでのいずれにも該当する事業者でないこと
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - イ 役員等が、自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員などを利用している。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便益を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

（補助率及び支給額）

第4条 県補助金の支給額は、次のいずれか低い額に別表の第2欄に定める補助率を乗じた額から国助成金支給決定金額を除いた額とする。なお、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

- (1) 国助成金における対象経費支出済額
- (2) 別表の第1欄に定める事業場内最低賃金の引上げ額及び同第3欄に定める引上げ労働者数（国助成金支給決定時に対象となった引上げ額及び引上げ労働者数に限る。）に応じて、同第4欄若しくは同第5欄に定める補助対象経費上限額

(交付申請手続)

第5条 補助対象事業者のうち、県補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書兼実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 国助成金交付額確定及び支給決定通知書の写し（国助成金交付要綱 様式第11号）
- (2) 国助成金交付決定通知書の写し（国助成金交付要綱 様式第2号-1）
- (3) 国助成金実績報告書の写し（国助成金交付要綱 様式第9号）
- (4) 国庫補助金精算書の写し（国助成金交付要綱 様式第9号別紙1）
- (5) 事業実施結果報告書の写し（国助成金交付要綱 様式第9号別紙2）
- (6) 申請者が宣言事業者であることを示す登録証又は宣言が掲載されているウェブサイト画面等の写し
- (7) 申請者が認定事業者である場合は、認定事業者であることを示す認証通知又は確認通知書等の写し
- (8) 県税に未納の徴収金がないことを証する書類
- (9) 国助成金交付決定時の助成対象経費と国助成金実績報告時の対象経費支出済額が異なる場合は対象経費支出済額を確認できる資料
- (10) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、必要に応じて条件を付して申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 県補助金の交付を申請した事業者は、当該申請を取り下げようとするときは、前条の規定による通知を受領した日から10日以内取下げ申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第8条 知事は、県補助金の交付決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査（以下「指示及び検査」という。）を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、県補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、県補助金の交付を受けたとき

- (2) 県補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は前条の知事の指示に従わなかったとき

(補助金の返還)

第10条 知事は、前条の規定により県補助金の交付決定を取り消した場合において、既に県補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

- 2 知事は、前項の返還を求める場合には、その補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 県補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(交付請求)

第11条 交付決定事業者が県補助金の支払いを請求しようとするときは、補助金請求書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

(帳簿の備付等)

第12条 県補助金の支給を受けた事業者は、県補助金の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか県補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年2月12日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項の規定は、令和7年1月17日以後に国助成金について、交付額確定及び支給決定通知を受けている事業者について適用し、当該日前に交付額確定及び支給決定通知を受けている事業者についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年11月17日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項第2号の規定、第4条第1項、第5条第1項、第6条、第7条、第10条及び第11条の規定は、この要綱の施行後に国助成金について交付申請を行った事業者について適用し、当該日前に交付申請を行った事業者についてはなお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

申請区分 コース	(第1欄)	(第2欄)	(第3欄)	(第4欄)	(第5欄)
	事業場内最低賃金の 引上げ額	補助率 (国助成金と県補助 金の合計による補助 率を指す)	賃金引上げ労働 者数	補助対象経費 上限額①(円)	補助対象経費 上限額②(円) <small>※事業場内最低賃金を1,169円以下か ら1,170円以上に引上げた場合</small>
30円 コース	30円以上	宣言事業者 9/10 認定事業者 10/10	1人	800,000	960,000
			2～3人	1,200,000	1,440,000
			4～6人	1,333,000	1,599,000
			7人以上	1,600,000	1,920,000
			10人以上	1,733,000	2,079,000
45円 コース	45円以上		1人	1,066,000	1,279,000
			2～3人	1,466,000	1,759,000
			4～6人	1,866,000	2,239,000
			7人以上	2,133,000	2,559,000
			10人以上	2,400,000	2,880,000
60円 コース	60円以上	1人	1,466,000	1,759,000	
		2～3人	2,133,000	2,559,000	
		4～6人	2,533,000	3,039,000	
		7人以上	3,066,000	3,679,000	
		10人以上	4,000,000	4,800,000	
90円 コース	90円以上	1人	2,266,000	2,719,000	
		2～3人	3,200,000	3,840,000	
		4～6人	3,866,000	4,639,000	
		7人以上	6,000,000	7,200,000	
		10人以上	8,000,000	9,600,000	